

## 今後の検討に伴う用語解説等について

### 1 通学区域

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域をいいます。(地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定)

### 2 就学校の指定

市町村教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。(学校教育法施行令第5条)

### 3 学校選択制度

学校選択制度は前に述べた就学校の指定の際に、あらかじめ保護者の意見を聴取し、保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定するもので、実施方法についてはさまざまなものがあります。

#### <学校選択制度の様々なタイプ>

自由選択制	当該市町村内のすべての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をいくつかのブロックに分けそのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来に通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来に通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来に通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

便宜的に分類すると上記のようになりますが、各市町村の実情に合わせて複合的な運用がされています。

〔参考資料〕平成29年度入学 学校選択制度パンフレット

## 4 指定校変更制度

西東京市では通学区域を定め、お住まいのご住所により入学する学校を教育委員会が指定します。この指定された学校を「指定校」と言います。

「就学校の指定において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、その指定した小学校、中学校を変更することができる。」とされています。（学校教育法施行令第8条）

「指定校変更」は、承認基準に該当し、学校運営上または施設の受け入れ状況等から判断して特に支障がないと認められる場合に承認しています。

【指定校変更事由の主なもの】				
	事由	対象学年	承認期間	添付書類
市内転居	市内転居で通学区域が変わり、引き続き転居前の学校へ通学を希望する場合。	小・中学校の全学年	卒業するまで	
住宅購入等（転居予定）	家の新築・購入等により転居をすることが確実であり、転居予定先の通学区域の学校へ通学を希望する場合。ただし、転居までが1年以内の場合とする。	小・中学校の全学年	転居するまで	建築確認書 売買契約書 賃貸契約書等
その他	兄又は姉が指定校変更又は学校選択の承認を得て通学している学校へ、弟又は妹が通学を希望する場合。	小・中学校の全学年	卒業するまで	
	指定校変更又は学校選択により小学校を卒業した児童の中学校への進学は、原則として指定校とするが、卒業した小学校から進学すべき中学校に就学を希望する場合。ただし、その中学校が2校以上になる場合は、居住地に近い中学校とする。	中学校 新1年生	卒業するまで	

## 5 学校の規模について

学校教育法施行規則第41条では小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実情その他により特別の事情のあるときはこの限りではないとしている。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条では、適正な学校規模の条件として、①学級数が概ね12学級から18学級までであること、②通学距離が、小学校にあっては概ね4キロメートル以内、中学校にあっては概ね6キロメートル以内であることとしている。

## 6 学級編制について

都は独自の措置として、中学校第1学年において、基準（40人）により算定した学級の平均生徒数が35人を超える場合（1学級当たりの生徒数が20人を下回る場合を除く。）には、「中1ギャップの予防・解決のための教員加配」により、1学級の生徒数の上限を35人として学級を編制することができるとしている。